

本学会に対する浅野会員、山際会員からの提訴について

日本マス・コミュニケーション学会会員のみなさま

平素より学会運営にご協力賜りありがとうございます。

本学会（代表 佐藤卓己）は平成30年1月5日付で浅野健一会員、山際永三会員より提訴されました。

2015年6月同志社大学で開催された春季研究発表会で浅野会員司会のワークショップ7「警察リークと犯人断定報道-袴田事件から氷見事件まで」に関して、第35期編集委員会はワークショップ記録原稿の執筆を依頼しました。浅野会員から提出された原稿について編集委員会および理事会で慎重に検討した結果、ワークショップと関連のない記述があるとして大石裕・第35期会長名の文書で一部改稿を求めました。浅野会員から改稿した原稿が期日までに提出されなかったため、同記録を掲載予定であった『マス・コミュニケーション研究』88号（2016年1月31日発行）では、ワークショップ7のテーマ、登壇者の氏名・所属と「ワークショップ7の報告は、諸事情により掲載を見送らせていただきます。」と記載しました。第35期学会理事会としても、浅野会員より改稿された原稿が送られることを引き続き待っている状況でした。

浅野会員は以上のことを不服として、浅野会員が当初提出した原稿を『マス・コミュニケーション研究』にそのまま掲載すること、精神的被害に対する損害賠償を求めています。

第36期理事会としては、第35期編集委員会および理事会の判断は正当であるとの立場で裁判に臨む所存です。会員のみなさまにご理解いただければ幸いです。

第36期 会長
佐藤 卓己

（訴状、答弁書、改稿を求めた学会から浅野会員に宛てた書面を添付します。）